

令4福情答申第10号

令和5年1月31日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部職員課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月17日付け教職第461号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「人材育成課主催の人権研修(7/28実施分)に係る講師報償費に関する書類、講師資料及び録画録音」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「人材育成課主催の人権研修（7/28実施分）に係る講師報償費に関する書類、講師資料及び録画録音」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年8月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年7月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年8月6日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月22日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

決定通知書における公開請求に係る公文書の名称又は内容の欄の記載につ

いて、研修の名称の記載がないため、大変わかりにくい。

資料については、パソコンで提示したものとのことで、具体的に写真とかグラフとかネット上の情報とか詳しく教えてほしい。

録音録画については、隠していないか追及したい。

本件の研修かどうかはわからないが、オンラインでの講演会については、資料があるという話も聞いた。

(2) 反論意見書における主張

お金の発生する講演に対する録音の義務はないのか。

税金が使われているわけである。

市民参加型の行政が叫ばれているのだから、市民にも知る権利はあるし、何か記事として発信するときのためにも、撮っておかなくて良いのだろうか。

ボイスレコーダーでは、たくさん撮れ、保存もできる。

あちこち電話しても、お客様対応向上のために録音するようなところはたくさんある。

住民監査請求も考えるが、ボイスレコーダーみたいなものは市役所にどれだけあって、どのような使われ方をしているのかお示しいただければと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件処分は、本件対象文書を保有していないことから「公開請求に係る公文書を保有していない」としたものであって、正当かつ妥当なものである。

(2) 理由

① 講師報償費について

講師報償費については、令和3年8月6日時点では支出事務処理中であったため、「公開請求に係る公文書を保有していない」としたものである。

なお、審査請求人より、令和3年10月21日付けで公文書公開請求があり、改めて公開等決定を行っている。

② 講師資料について

講師資料については、講師が講話の際、自らパソコン上で提示したプレゼンテーション資料があるが、パソコンの画面上に表示されただけで、講師から処分庁に対し、紙または電磁的記録により提供されておらず、処分庁において保有していない。

また、研修時に講師から提示された資料以外に、講師の依頼に基づき、処分庁を通じて事前に受講者へ送信した資料もあるが、当該資料については、人権問題の当事者である講師の生い立ちや個人情報に関わる内容等が含まれており、講師から研修後には削除すること、2次使用をしない等の依頼があったことなどを踏まえ、処分庁において研修後に削除している。

③ 録音録画について

録音録画については、これを行っていないため「公開請求に係る公文書を保有していない」としたものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、人材育成課が主催する令和3年度全市人権教育研修（7/28実施分）（以下「本件研修」という。）に係る講師報償費に関する書類（以下「本件対象文書①」という。）、講師資料（以下「本件対象文書②」という。）及び録画録音（以下「本件対象文書③」という。）と解される。

2 本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書①について

本件対象文書①について、実施機関によれば、本件決定を行った令和3年8月6日時点において支出事務処理中であったことから、当該文書を保有していないとのことであった。

当審査会において確認したところ、本件処分に係る決定通知書においては、「公文書を公開することができる時期」として、令和3年9月1日が示されており、また、令和3年10月21日付け公文書公開請求によって、審査請求人に対

し、本件対象文書①に係る文書を公開していることが認められる。

したがって、本件決定時点において、本件対象文書①を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また同時点において、そのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書①の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

(2) 本件対象文書②について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件研修は、全教職員を対象に年に1度行っている人権研修であり、講師が人権問題に係る自らの体験等について講話を行うことを主な内容とし、従来はホールなどを使い、参集形式で行っていたが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンライン形式によって行われたことが認められる。

また、実施機関によれば、従来の参集形式での研修の場合は、講師が壇上で資料を映し出ししながら講話を行う形で行っていたこと、加えて、人権研修という性質上、当該資料には人権問題に係る個人情報等が多く含まれており、これらにも配慮する観点から、受講者に資料を配布することはなかったとのことであった。このため、従来は、実施機関において当該資料を取得、保有することはなかったものの、令和3年度において初めてオンライン形式で本件研修を行うこととなったことから、当日の通信不良などにも備えるため、講師とも協議のうえ、事前に資料のデータの提供を受け、受講者にこれを送付したことが認められる。

このような状況のもと、実施機関は、事前に提供を受けた当該資料については、人権問題に係る個人情報等の内容が多く含まれていることや、講師から研修後にはデータを削除すること、2次使用をしないこと等の依頼があったことなどを踏まえ、本件研修後にそのデータを削除しているとのことであった。

以上の点を踏まえると、本件対象文書②については、存在しないものといわざるを得ず、実施機関が本件対象文書②の不存在を理由に非公開とした本件決定は、結論として妥当と判断するほかない。

(3) 本件対象文書③について

本件対象文書③について、実施機関によれば、本件研修においては、録音録画は行っていないため、当該文書は保有していないとのことであった。

また、当審査会において確認したところ、研修の録音録画については、講師の意向を確認し、それに沿った対応をしているとのことであり、本件研修においては、講師の意向を確認したうえで、録音録画は行わない対応を行っているとのことであった。

当審査会としては、本件対象文書③を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書③の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会としては、本件対象文書②について、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

公文書の定義について、条例第2条第2号によると、「実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいうとされている。

本件研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、従来は参集形式により行っていたものを、令和3年度において初めてオンライン形式で行ったものであり、当日の不測の事態も考慮し、資料の提供を受けたものであるが、上記条例の規定に照らせば、実施機関が研修の実施に当たって講師から資料の提供を受けた場合には、当該資料は公文書となるものであり、その取扱いについては、今後、実施機関において、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成14年教育委員会規則第13号）に沿った適正な公文書の管理がなされるべきものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月17日	実施機関からの諮問
令和4年1月28日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年2月14日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年9月12日（第1部会）	審議
令和4年10月17日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年11月21日（第1部会）	審議
令和4年12月26日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭